

## 会議次第

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 出席委員数の報告

○事務 局：ありがとうございました。続きまして、出席委員の報告をさせていただきます。まず、会長につきましては、都合により欠席するとの連絡を事前に受けております。また、委員が1名お見えになっていませんが、委員数12名中10名が出席ですので、村上市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により半数以上の出席で本会議が成立することを皆様にご報告いたします。

### 4 会議録署名委員の指名

○事務 局：――署名委員を指名――

### 5 報告

#### (1) 特定健診受診勧奨対策事業について

○事務 局：それではここからは、議長の進行により報告と議事に入りますが、先ほど申し上げました通り、本日は会長が欠席でございます。この場合、国民健康保険法施行令第5条第2項より職務代行者が議長を務めることとなっておりますので、職務代行者に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長職務代行者：皆様おはようございます。議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。本日は、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたしますとともに活発なご意見を頂ければと思います。どうぞよろしくお願ひします。それでは次第の5報告に移ります。(1) 特定健診受診勧奨対策事業について、事務局から説明をお願いします。

○事務 局：――資料1に基づき詳細に説明――

○会長職務代行者：はい、それではただ今の説明につきまして、皆様から何かありましたらご質問をお願いします。

○委員：特定健診未受診者へ勧奨通知を送付する取り組みは村上市だけが行っているものですか。

○事務 局：村上市だけではなく、他の市町村でも県のヘルスアップ事業のモデル市町村としてこの取り組みを行っております。令和3年度は、村上市を含め8市町村が、このモデル市町村に指定されました。今年度はさらに増え、10市町村が指定されています。独自で行っている新潟市なども併せますと、県内市町村の約半分はこういった取り組みをしていることとなります。

○委員：若い世代、特に働き盛りの世代が、健診を受診しないというのはやはり問題ですし、予防として健診を受診してもらうということが大切だと思っ

す。集団健診は平日ですけれども、個別健診であれば、土曜日でも診療している病院で受診してもらうことができます。特にコロナ禍になってからは個別健診の受診者が増えておりますし、若い世代に対してはそのあたりを強調したほうがよいと思います。

○会長職務代行者：はい、他にありませんか。ないようであれば、次の事項に移ります。

(2) 令和3年度村上市国民健康保険特別会計決算状況について

○会長職務代行者：(2) 令和3年度村上市国民健康保険特別会計決算状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：――資料2/資料3/資料3-1/資料3-2/資料3-3に基づき詳細に説明――

○会長職務代行者：はい、それではただ今の説明につきまして、皆様から何かありましたらご質問をお願いします。ないようであれば、次の事項に移ります。

## 6 議事

(1) 令和5年度村上市国民健康保険事業計画(案)について

○会長職務代行者：次第の6議事(1) 令和5年度村上市国民健康保険事業計画(案)について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：――資料4に基づき詳細に説明――

○事務局：――追加資料に基づき詳細に説明――

○会長職務代行者：はい、それではただ今の説明につきまして、皆様から何かありましたらご質問をお願いします。ないようであれば、私の方から一つ確認したいことがあります。保険税の徴収については税務課が行っているということですが、資料4の運営の基本方針で収納率向上対策の推進の項目の中に出てくる新潟県地方税徴収機構というものがありますよね。これについて、初めての方もおりますので簡単に説明をお願いします。

○事務局：皆様お疲れ様です。今、職務代行者の方から新潟県徴収機構についてということで、簡単にご説明いたします。以前は、市独自で徴収をしておりました。何年に徴収機構ができたのかは今手元に資料がないのでわからないのですが、新発田圏域の機構がありまして、事務部署は新発田地域振興局内にあります。新発田以北の6市町村、村上市、関川村、栗島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市の6市町村で構成をし、徴収機構という名の下で、滞納整理をやっております。市町村でなかなか徴収に結びつかない、言葉がちょっと不適切ではありませんけれども、滞納が悪質な人の対応をしています。どうしても納めたくても納められない、本当に貧困あるいは生活が容易でない人については別扱いであります。それは住民に寄り添った収納をします。いくら催告をしても反応のない方、そして巨額な方、そういった方はとても市のほうで対応しきれないということで専門の機構の中で徴収率向上に結び付けるように

対応をするというシステムに変わりました。村上市でも税務課の収納対策室から1名、2年の任期で派遣をしております。機構に行って事務をする傍ら、市の方に戻ってきて事務をする。大体月曜日から金曜日までの5日間のうち、週2回、若い職員が行っております。令和4年度と令和5年度の2ケ年です。それが終わると税務課に戻ってきて、そこで得た知識を市の収納に活かしていくという流れになっており、また、令和6年、7年と新たな職員が行く予定だと思います。徴収機構の人たちの手によって県の徴収率は確実に上がっているということでございます。簡単ですけれども以上です。

○会長職務代行者：はい、ありがとうございました。努力して徴収しているのですね。年々収納率も向上していますので、また一つよろしくお願ひします。ほかに何かございませんでしょうか。それではないようでありますので、最後に次第の7その他ですが、事務局から連絡事項等ありましたらお願ひします。

## 7 その他

○事務局：それでは、次第の7その他ということで、次第の資料の下の方にも書いておりますけれども、次回の協議会の開催につきましては年明けの令和5年1月12日木曜日、場所もここを予定しております。こちらにつきましては納付金の本算定の額が示されますので、これについてご報告、ご協議をしていただくということで予定しております。また近くなりましたらご案内しますのでよろしくお願ひします。事務局の方からは以上です。

○会長職務代行者：それではその他に皆様から何かありましたらお願ひします。ないようでありますのでこれを持ちまして令和4年度第1回村上市国民健康保険運営協議会を閉会としたいと思ひます。皆様お疲れ様でございました。

(午前10:55終了)